

公共的諸問題への新たなアプローチを求めて

—環境問題をめぐって—

岩田規久男

1 はじめに

近代経済学者が環境問題に積極的に発言し、多数の論文が発表されるようになるのは、1970年以降である。1970年は、日本の公害あるいは環境政策が画期的に転換する年であった。この年の3月には、東京で公害問題にかんする国際シンポジウムが開かれ、年末には「公害国会」において、公害関係の14法が成立した。

しかし、一部の人を除き、近代経済学者にとって、環境問題は、例によって、うつろい易いファッションの1つでしかなく、彼らの環境問題への関心は2年ともたなかった、といっても過言ではないであろう。

1972年12月の『季刊現代経済』(第7号)の環境と公害特集で、宇沢弘文氏は、「経済理論に再検討迫る環境問題」と題し、「環境問題が経済学に投げかけた波紋は大きく、今後さらに広範にわたって経済研究のあり方に長期的影響を与えずにおかないであろう」(p.6)と述べている。しかし、結果的には、この特集は環境問題と近代経済学との総決算であったかの印象を受ける。

以下に明らかにするように、環境問題に対して新古典派経済学を適用することには限界があり、その分析も形式的なものにならざるを得ない。端的にいえば、環境問題に対する新古典派経済学の限界生産力は、零に近い状況なのである。

しかし、環境問題は依然として重要な社会的経済的問題である。現在、エネルギー問題が近代経済学者を含めて、人々の大きな関心的になっているが、それととも、決定的に重要なのは、熱汚染とか放射能汚染といった環境問題なのである。なぜならば、石油がなくなっても、人類は生存可

能であるが、上記の汚染の進行は人類の生存そのものを脅かすからである。

本稿は、以上のような状況を念頭におきながら、経済学あるいはより広く社会科学は、環境問題に対して、どのように接近すべきかを検討しようとするものである。

なお、本稿は筆者の関心のため環境問題をめぐって議論が進められているが、公共的諸問題一般にも妥当する点が多いと思われるので、その場合には、とくに環境問題に限定せずに、議論を進めてゆきたい。

2 環境問題への新古典派経済学的アプローチ

新古典派経済学では、公害は外部不経済の一種と考えられているが、外部不経済に対して、厚生経済学が用意する手段は2つある。1つは、コース(R. Coase)の政策であり、もう1つは、ピグー(A. C. Pigou)の政策である。

これらの政策の問題点はよく知られており、佐伯啓思氏による詳細な展望論文¹⁾もあるので、直接、議論の対象とはしないが、以下の議論との関係で、村上泰亮氏の論文を紹介しておきたい。

公害問題にかんする同意と非同意

村上氏の公害問題にかんする基本的立場はつぎのようなものである。

公害問題にかんしては、「公害を克服可能な過渡的欠陥としてとらえ」る考え方から、「公害を資本主義の死に到る病としてとらえ」る考え方までであるが、このような意見の分裂は価値判断のちがいがいつらなっており、それぞれの観点から問題の1つの側面を摘発するという役割を果たす点で有

1) 文献 [15]。

益である。しかし私がひそかにおそれるのは、意見の対立が体制批判ないし体制防衛に直結し、けっきょくは感情的な告発のエスカレーションに終わって、かえって実効ある公害対策の出現を妨げはしないか、ということである。このような事態に陥ることを避け、「段階的改善のために必要とされるのは、何よりもまず、公害問題についてどの程度まで同意が成立しうるかを、明らかにすることである」。そして、「人々によってあるいは考え方によって、公害問題のとらえ方はちがってくる。しかしそこには同意が成立する部分もあるはずであり、非同意の始まるその個所に初めて価値判断の差が働く」。

「注意しなければならないのは、その同意がタテマエではなくホンネでなければならない、ということである。口先だけのタテマエの主張をあてにして解決を試みれば実績があがらないばかりか、社会に心理的な挫折感を蓄積させる」²⁾。

公害の定義と対策

村上氏は、公害を「すべての消費者が望ましくないと認めるような、しかも相当多数の消費者に対して排除不可能な形で同時に発生するような環境の変化である」と定義する。この排除不可能性という点に着目すると、『『公害』は『公共財』とコントラストをなす反対概念、すなわち、『マイナスの公共財』³⁾と定義される。

村上氏は、まず、公害のコース式市場化可能性を検討する。そのための準備として、環境権という概念を導入する。環境権とは、いまや希少性をもつに至った大気や水についてのゆるい意味での所有権である、と定義される。

「環境権という概念」を確立し、「関連する法理論・経済理論を整理」しなければ、「公害の市場化あるいはそれに類するものとしての当事者間補償契約は、機能しえない。また、公害の市場化にかぎらず、課税・行政干渉等の他の政策についても、環境権の帰属が不明確にとどまるかぎり、はっきりした分析もまた政策的結論も不可能にな

ろう」⁴⁾。

公害の市場化とは、環境権の帰属を設定したうえで、公害を発生する可能性がある主体とそれによって被害を被る可能性がある住民(複数)とが、この環境権を売買する市場を設けることを意味する⁵⁾。しかし、村上氏は、たとえば、環境権をすべて住民に帰属する場合を考えると、だれかが控え目であることを期待して皆が環境権を高く売ろうとし、そのような競争を抑制する住民間の競争関係が存在しないため、ゲーム論的不安定に陥るので、公害の市場化は困難であると結論する。

村上氏は、つぎに、補正税、すなわち、政府が市場に代って価格を示し、料金の徴収と配分を行なうピグー政策を検討する。村上氏は、この方法の難点は、公害税率の決定にあるとする。これを決定するには、各被害者の「正直」な評価を知る必要があるが、それはきわめて困難である。たとえば、意識調査のような個人的判断集計のメカニズムはゲーム論的不安定性のメカニズムであり、公害の市場化と同じ難点をもっている。そうした困難にもかかわらず、村上氏は、地域住民の意識調査や公害に関する技術的情報、被害にかんする医学的情報等を総合しつつ、「公害税率を決定し、その成果をみて弾力的に税率を変更調整して行くことが望ましい」⁶⁾と結論している。

3 新古典派経済学的アプローチの限界

ピグー的政策とコース的政策は本質的に異なるか

はじめに、消費者主権に基づく、ピグー的政策とコース的政策とに本質的な相異があるか、という点を検討しておきたい。

いま、政府の仲介によって、消費者主権に基づいてパレート最適な公害税や補助金を決定できたとしよう。ここでつぎのような疑問が生ずる。すなわち、このようなピグー的政策が成功する状況

4) 文献 [6], p. 83.

5) 法曹界で議論されている「環境権」における環境はいかなる価値よりも優先するものであり、したがって、その「環境権」は村上氏が定義する「環境権」のように売買の対象にはならない。文献 [14] を参照。

6) 文献 [6], p. 87.

2) 文献 [6], p. 75.

3) 文献 [6], pp. 77-78.

にあるなら、政府が仲介にはいらなくても、消費者たちは自発的に公害発生企業と外部不経済を減少させることに関して交渉にはいったのではないか、という疑問である。いい換えれば、環境権が先験的に設定されていれば、コース的市場化による解決がはかられるはずである。しかし、消費者たちが企業と交渉し、結果がパレート最適になるためには、交渉にはいる前に、個々の消費者の選好が正直に示され、消費者集団全体の外部不経済に対する非選好が決定されていなければならない。集団の選好をまとめあげるためには、中立的立場に立つ主体(リーダー)が存在しなければならないであろう。この主体はビッグ政策の場合の政府に相当する。したがって、新古典派におけるように、政府を特別の権力を持った主体ととらえないならば、ビッグ的政策とコース的政策との間に本質的な相異はない、と考えられるのである。

個々人を選好については異なるが、他の能力にかんしては等質の存在としてとらえ、集団の政治構造——集団を安定化させ、集団の決定にその構成員を服従させる政治構造——を無視する、個人主義的アプローチによって、集団全体の選好をまとめあげようとするかぎり、フリーライダーとか個人は「正直」な評価を表明しないと、という点をめぐってどうどうめぐりを続けることになる⁷⁾。

完全競争とパレート最適性の拘束性

消費者主権としたがってパレート最適性を追求してゆくアプローチは、結局、マクファーソン(C. B. Macpherson)⁸⁾が参加民主主義について論じた際に用いた表現を使えば、つぎのような解決にゆきつくであろう。

中央計画当局は、全住民の居間(あるいはベットのかわら)に、「強く賛成、どちらかといえば賛成、どちらともいえない、どちらかといえば反対、強く反対」のボタン、あるいは優先的に多項式選択のボタン、あるいは、数字を示せるボタンをつけたコンピューターコンソールを備えつけ

る。中央計画当局は、「あなたは亜硫酸ガス 0.01 ppm の減少を何円と評価しますか」といった質問を発する。人々はそれぞれの評価額をボタンで押して中央計画当局に知らせる。しかし、こういう間に答えられる人がいるであろうか。公共財についても同様である。人々は、消防サービスとか警察サービスとかの限界的増分(消防自動車とか警察官の数で示されるであろう)を何円と評価するか、とたずねられても答えのしようがないであろう。人々があえて答えたとして、それで消費者主権が守られ、パレート最適な亜硫酸ガスの量や消防自動車や警察官の数が決定されると考えるのは、幻想としかいいようがない。

ある企業活動あるいは消費活動から利益を受ける人とそれらの活動から大気汚染、水質汚濁、騒音等の被害を受ける人々は異なる場合が多い。その場合、発生者負担の原則にしたがって公害税が公害企業に課せられるならば、最も被害を被る人々の公害減少に対する評価は、企業活動を不可能にするほどの大きさになる可能性が大きい。したがって、企業活動を可能にするためには、企業は被害の大きさに応じて、被害者に補償金を支払う、という方法を採用せざるを得ないであろう。この場合、被害者たちの所得が低ければ、被害者による被害に対する評価としたがって補償金要求額はそれだけ低くなるであろう。それに対して、人々が貧しくなれば、被害に対して要求する補償金は企業活動(たとえば、地域開発)を不可能にするような額になるであろう。かくて、所得の低い人々ほど、安い補償金とひきかえに劣悪な環境の中で生活してゆかなければならない。こうしたことは、現実にも生じていることであるが、公害の望ましくなさに対する個人的評価(ホンネ)を集計するという方法は、分配の公平を損う働きをもつのである。

かなりの数にのぼる近代経済学者がパレート最適性をもたらず投票制や中央計画の導入といった方法を考案し続けてきた。しかし、彼らは、そもそも、パレート最適性を論ずることが意味をもつための前提、とくに、消費者主権や投票における市民主権という前提が現実的か否か、ということ

7) この点の詳細は文献[15]と文献[13], p. 71を参照。

8) 文献[3]。

には注意を払おうとはしなかった。

アダム・スミスの見えざる手以来、パレート最適性の経済学者に対する拘束性はきわめて強い。投票や集団形成の理論も、パレート最適性を規準に、費用・便益分析が適用される。しかし、費用・便益分析の観点からすれば、パレート最適性に拘束されることによって失われたコストを、そろそろ計算してみてもよい頃である、と思われる⁹⁾。

タテマエとホンネ

つぎに、村上氏のタテマエとホンネにかんする議論を検討しておきたい。

環境問題にかんしては、コースが例としてあげている、牛の群れが他人の畑の作物にどれだけの被害を与えるか、といった金銭換算が比較的容易であるものは、むしろ例外的である。

たとえば、人は他人が大気汚染のためにぜん息に苦しんでいたり、深夜でも騒音に悩まされているとき、他人がその苦痛を金銭的に何円と評価するかなどと考えるであろうか。人は他人が補償金とひきかえに精神的・肉体的健康を損うような環境で生活することを、他人が費用と便益とを比較して、それを選択したはずだから合理的であると考えるであろうか。補償金をもらって、精神的・肉体的健康を損ねている人は、健康な場合に開発できるような自己の能力と享受可能な生活とを放棄している。現代の人は、ミル(J. S. Mill)のつぎの言葉に同意すると思われる。「或る契約が契約者自身にとって有害であることが、その契約を解除するに十分な理由と考えられる場合があるのである。……他人の利益と関係がない限り或る人の自発的な行為に干渉しないという理由は、その人の自由を顧慮するためである。彼の自発的な選択は、このようにして選ばれたものは彼にとって望

ましいのもであり、あるいは少なくとも彼にとって我慢のできるものであることの証拠なのである。……ところが、己れを奴隷として売る場合には、彼は己れの自由を棄てるのである。……自由の原理は、自由を棄てることもまた自由でなくてはならぬ、というようなことを要求しない¹⁰⁾。

たしかに、人は他人がさきに述べたような環境にあっても公害企業の製品を購入している。しかし、このことは、人が公害企業の環境破壊を容認していることを意味しない。

いま述べたことを、1つの具体例で考えてみよう。「名古屋新幹線公害訴訟」判決(1980年9月11日)は、原告らの住む7キロ区間の減速運転要求を認めなかった。それでは、この判決を不当と考える人々が新幹線を利用するかぎり、彼らはホンネでは、被害は受忍限度内にあると考えている、と判断すべきであろうか。新幹線の利用者は、個人々人としては、被害は受忍限度を超えると考えていても、他の交通手段を利用できないため、あるいは、自分1人が利用するのをやめても、被害は少しも減少しないと、自分自身の行動を合理化して、利用し続けているのが、現実であろう。したがって、動労や国労の運転手が自主的に減速運転してくれることは、新幹線利用者の良心を多少とも慰めてくれるであろう。

このように考えると、人々のホンネとタテマエとが、表面に現われてくるまでには、きわめて複雑なプロセスをたどることが分る。少なくとも、2つの価値評価の不一致を所与として受取るべきではない、といえるであろう。

一般に、人々の価値評価は非常に偏った情報を基礎にして形成されている。ミュルダール(G. Myrdal)¹¹⁾が指摘しているように、人々は自分の価値評価および価値評価間の矛盾を隠そうとし、少なくとも首尾一貫しているように外見を保持しようとする。そのため、一方で、都合の悪いことには無智をさらけだすのに、他方、自分の価値評

9) シュンペーター(J. A. Schumpeter)のように、資本主義の本質を、新消費財、新生産方法ないし新輸送等の創造と遂行という「創造的破壊」(Creative Destruction)の過程とみれば、「創造的過程」は完全競争とは両立しない。一般に、競争的(完全競争の意味ではない)価格機構の意義は、パレート最適性といった静学的規準に求めるべきではなく、さまざまな与件の変化に柔軟に対応できる、という点にある。文献[16]参照。

10) 文献[4]、邦訳、pp. 205-206。新古典派経済学によれば、補償金とひきかえに精神的肉体的健康を損う選択も合理的選択であると結論されるかもしれない。

11) 文献[12]。

価を合理化しようとするときには、知識を得ようとする。ミュルダールは、知識の欠如が無規則的にみられることはほとんどない、という仮説を、アメリカの人種差別を研究する過程で提示している¹²⁾。たとえば黒人問題にかんして、いかに社会があるべきかについての人々の価値評価(タテマエ)とその人の日常の行為にそれとなく現われる価値評価(ホンネ)との間には、しばしば歴然とした矛盾がみられる。もし、後者のホンネにしたがって、政策が採用されるならば、アメリカの人種差別問題は永久に解決しなければ改善もしないであろう。

知識の欠如の規則性は、筆者自身、原子力発電の安全性(原子炉のみならずウランウム採掘から放射性廃棄物の処理にいたるまで)にかんして、人々(近代経済学者が多数含まれる)と議論している、いつも確認していることである。原子力発電がなければ江戸時代の生活に戻るという宣伝を信じている人々は、原子力発電は安全だという情報ばかり追い求める。購読している新聞も原発賛成の立場に立っている。それに対して、原発の危険性や原発の現場で働く日雇労働者の実態、伊方原発訴訟記録等の著作・論文、あるいはTMIの原発事故にかんする大統領委員会報告など、原発・エネルギー問題を考えるうえで不可欠の資料は何一つ読んでいないし、その存在すら知らない。

このような状態を所与としては、エネルギー問題を議論することは、とうていできない。原発にかんして最低限の知識を共有してからでなければ、「原発をやめて何か他の代替的エネルギーはありますか」と問われても、答えようがないのである。

ミュルダールは、価値評価を高次と低次に分けてつぎのように述べている。

「われわれの文明社会では、人々は、より一般的な価値評価——全国的にあるいは全人類的にみても有効であると感じられるもの——は、特定の個人あるいはグループの価値評価よりも倫理的に『高次』であることを抽象的命題として認めるのがふつうである。これは先験的な想定ではなく

経験的な観察に基づいた一般化である」¹³⁾。

ところが、日常生活の中では、より高次の価値評価は隅に押しやられ、その結果、日常生活はより低次の価値評価によって支配されてしまう。「低次の価値評価は、より偏狭で利己的であり、より経済的・社会的あるいは性的性質の利害を有しており、特定の時特定の環境の中であって、嫉妬深く、一般的な寛容性や人情を、より欠いているものである」¹⁴⁾。

ミュルダールの高次の価値評価と低次の価値評価とは、それぞれ、ルソー(J. J. Rousseau)の一般意志と特殊意志に対応する、と考えてよいと思われる。

西部邁氏は高次の価値規準として、「コミュニティにおいては、コミュニケーション・システムに全員が参加できるようにするための条件を整備すべきである、という共有規範が成立する」という命題を導出している。「この命題は、実際に観察される複雑な相互依存関係の奥底に、半ば不可視の構造として存在していると予想されるコミュニティの統一性を示すための、事実にかんする1つの言表である」¹⁵⁾。

宇沢弘文氏は「社会という概念はすでに、それを構成する主体のもつ倫理的要件にかんして共通の理解をもち、社会的価値基準の形成について、個別的な主観的価値基準をどのように集計するかについて、すでにあるルールの存在を想定している」¹⁶⁾と述べている。

ミュルダール、西部、宇沢の各氏に共通しているのは、西部氏が最も明瞭に述べているつぎのような社会観であろう。「社会的コミュニケーションの基底レベルにおいて諸個人の同質性あるいは共同性が成立している」。したがって、環境問題を含めた「公共的諸問題の重大化は、市場の失敗ではなくて、むしろ、市場の前段階にある共同的秩序の形成における失敗である」¹⁷⁾。

13) 文献[12], 邦訳, p. 27。

14) 文献[12], 邦訳, p. 28。

15) 文献[13], pp. 68-69。

16) 文献[17], p. 16。

17) 文献[13], pp. 70-72。

12) 文献[11]および[12]参照。

いま述べたことから、われわれはつぎのように結論してよいであろう。すなわち、環境問題に規範的に接近する場合には、低次の価値評価で日常生活を送っている人々に、偏りのない情報を与え、高次の価値評価をつきつけて、低次のそれと対決させてゆき、人々の環境にかんする評価を形成してゆくことが必要である、と。このようにして、「人々のあるいずれかのグループが高次のレベルでの価値評価に訴えて、他のグループ内での価値評価の矛盾をあきらかにし覚醒させる」¹⁸⁾ことができる。

われわれが想定する個人は、ベッドのわきに備えつけられたコンピューター・コンソールのボタンを受動的に押し続けて満足する個人とは全く異なる存在である。個人は他者に対して自己がなぜそのように考えるかを明らかにし、他者がなぜ自分とはちがった考えに到達したかを知らうとする存在としてとらえられている。新古典派の公共経済学は、このように個人が直接的相互依存関係を強め、コミュニケーションし合うと、フリーライダーが生じ、ゲーム論的不安定に陥ることをおそれるのであるが、われわれは、むしろ、それによって、社会的な安定が得られると考えるのである。

4 Positive な分析の課題

Positive な分析の必要性

近代経済学者は環境問題を論ずるとき、ほとんどの場合、positive な分析を経ることなく、いきなり normative な政策論を展開する。これは近代経済学のディシプリンに反している。しかし、分析を市場に限定し、他の一切を所与とする近代経済学が、市場の外部で生ずる問題(外部効果)を positive に分析できないのは当然である。新古典派経済学のパラダイムは、もともとこの種の問題に解を与える手段を持たないから、問を発してもパズルの解は得られないことを、近代経済学者に教えてきたのである¹⁹⁾。

環境問題をその一部として含む公共経済学が

18) 文献[12], 邦訳, p. 29.

19) パラダイム論とパラダイムのもつこのような性質については、文献[2]を参照。

positive な分析に向かわなければならないことを、日本ではじめて明快に述べたのは、おそらく、村上氏であろう。村上氏は「非市場の経済学が閉じたモデルの形で実証的分析を試みるとすれば、租税が各人の状態をどう変えるか、公共財供給(政府支出)が各人の経済状態をどう変えるか、各人の経済状態が各人の社会的ないし心理的状态ひいては意思決定をどう変えるか、それらの人々の社会的・心理的状态ひいては意思決定が政治的決定をどう変えるか、その政治的決定が租税と支出をどのように決めるか、という一連の分析が、閉じた環を形成しなければならない」²⁰⁾と述べている。

それでは、環境問題にかんしては、どのような諸点が、positive な分析の対象になるであろうか。

小宮隆太郎氏の公害にかんする Positive な分析

近代経済学者による環境あるいは公害問題の positive な分析はほとんどないが、ここでは、比較的まとまったものとして、小宮隆太郎氏の議論²¹⁾を取り上げてみたい。

小宮氏は、「日本は、今日世界中でおそらく公害の被害状況の最悪の国であるが、それにはいくつかの要因がある」²²⁾として、以下の6つの要因をあげている。

(1) 人口と経済活動がきわめて狭い面積に集中していること。

(2) 経済成長ことに重化学工業の発展が、ほとんどすべての人の予想を越えてきわめて急速であったこと、そして今日の甚だしい公害の状況に対して予め計画的に対処する政策が欠けていたこと、があげられる。このような「無知」が今日の深刻な事態を招くことになった。

20) 文献[7], p. 21. 文献[7]は本稿第2節で紹介した村上氏の文献[6]の翌年に発表された。さらに村上氏は、最近、ソシオ=エコノミックス的な経済体制論を展開されている(文献[8]の第1章と第8章)。これらの業績から判断すると、文献[6]は村上氏にとっては過渡期の論文ではないかと思われる。なお、文献[8]の第8章「システム分化についてのエッセイ」は、地方分権主義などの問題を考えるうえで、示唆に富んでいる。

21) 文献[1]。

22) 文献[1], p. 38.

(3) 日本人が一般的傾向として昔から騒音・悪臭・不衛生・環境破壊等にかんして無関心であること。

(4) 日本人の公德心の水準が一部のヨーロッパ諸国などと比べてかなり低いこと。他人の公德心の欠如に対して寛容であること。

(5) これまでのところ日本人が全体として、清潔な空気や水、静寂、自然、緑地等々よりも、より多くの個人所得(賃上げ)、自動車、テレビ等々の、物質的消費を強く選好してきたこと。

(6) 戦後の日本では、産業ごとに大企業の政治力が強く、企業側に公害の厳重な規制は企業の国際競争力を低下させ、産業の発展を阻害するという観念があったために、政府が長年公害規制に対して消極的であったこと。

以上の小宮氏の考え方は、西部氏²³⁾によって批判されつくしていると思われるし、また、上記6つの要因を一々批判することはここでの目的ではない。

小宮氏の議論には示唆に富む点が多いのであるが、その方法は実証科学的ではない。

近代経済学の positive な分析方法は、仮定の定立—演繹—命題の導出—検証—仮定の変更という循環をとるとされる。しかし、小宮氏の公害論議では、この方法が採用されていない。上記(1)~(6)は小宮氏が事実と考える命題であり、それらを傍証するものとして、たとえば(3)については、「日本人は長らく肥溜といっしょに暮らしてきた」とか、(4)については、日本人は建築基準法に違反した住宅が建てられても、それによって迷惑を蒙る隣人が強硬に抗議することは比較的稀である」とか、といったことがあげられているにすぎない。1970年には頂点に達したと思われる、熊本水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市コンビナート公害の4大公害をはじめとする、日本列島の公害状況を考えるとき、上記のような傍証で納得する人々がどれだけいたであろうか。肥溜の悪臭と水俣病、イタイイタイ病、四日市や川崎市でのぜん息とでは、問題の次元が異なるの

である。同様に、建築基準法の違反と水銀たれ流しやカドミウム・六価クロムの不法投棄による土壌汚染、亜硫酸ガスを出し放題とは、全く次元が異なるのである。このように、ミソもクソも一緒にしてしまう議論の仕方は、現在の最大の環境問題である、原子力発電をめぐるものなされている。すなわち、「原発は危険であるというが、自動車や飛行機と比べたらどちらが危険か。地下街のガス爆発のほうがはるかに危険ではないか。それなのに、自動車や飛行機に乗っている人々やガスの怖ろしさに無頓着な人々が原発に反対しているのは、どういうわけか」と。この意見に同意したり、あるいは反論できない読者は、原発PR館のパンフレットや原発関係者のフェイル・セーフなどという言葉を鵜のみにしないで、原発のABCから勉強し直してほしい。もう5年もして、放射性廃棄物の処理に窮してにっちもさっちもいなくなったり(現在、すでにそうなのだが)、原発周辺でのガン発生率がその他の地域に比べて高いことに気づいたり(もっとも、そのような追跡調査を国は怠っているから、こうしたことは起こっていても容易に発見されないであろう)、若狭湾周辺の原因のどれかで大事故が起こって、万単位の死傷者がで、関西一円が半永久的に不毛の地になったりしてから、「無智だった」と、再び1億総懺悔のようなことをいわないでほしいと願うのみである。小宮氏は日本人のさまざまな性質をあげて公害が深刻化した要因としているが、むしろ、最もたくさんの情報を入手し得、かつ、企業の不当な行為に対して第1次的に強制力を発揮できる地位にある、通産省、厚生省等の中央官庁の責任と、熊本水俣病であれば、さらに、熊本県の行政の責任を曖昧にして、結局、「今日の公害の深刻な状況の責任は国民全体にあるといえる」²⁴⁾という、戦争責任を曖昧にし、1億総懺悔で片づけてしまった、あの方法と同じ方法がまかりとおる、日本の政治権力の構造に、公害が深刻化し、未だに公害患者の救済がはかどらない原因があるのではないだろうか。

23) 文献[13], pp. 270-288.

24) 文献[1], p. 41.

いま述べたことは、環境問題の positive な分析にとって、政治システムの positive な分析が不可欠であることを意味している。

つぎに、小宮氏の公害論議には、議論の前提を明確にする、という positive な分析の不可欠の部分が欠如している。西部氏²⁵⁾が指摘しているように、小宮氏の議論には、「個人や集団において操作-被操作、管理-被管理、抑圧-被抑圧というような形で主体と客体に引き裂かれた依存関係が存在しない」、「人々は正しい情報をコストをかけずに獲得することができる」、「消費者主権」や政治における「市民主権」が成立している、といった仮定が暗黙のうちに前提されている。これらの仮定を前提することが妥当であるかどうかを、日本の公害の歴史、公害にかんする事実の重みに照らして吟味するか、しないかによって、結論はまったく変わってくるのである。

われわれが、ひとたび、消費者主権や市民主権の成立要件自体を問題として設定し、上記の小宮氏があげた(3)日本人の環境に対する無関心、(4)公德心の欠如、(5)公害規制よりも所得への選好、といったことが事実かどうか、事実であるなら、それらを所与の事実として受け入れるのではなく、なぜそうなのか、を説明されるべき問題として設定する立場に立つと——およそ社会科学とはこのような立場に立つ学問であろう——近代経済学あるいは新古典派経済学とは違ったパラダイムが必要になってくる。

消費者主権の神話が投げかける問題

森口親司氏は、「宇沢(弘文)氏は、新古典派理論の批判点として、消費者主権の前提を挙げ、現実から判断してこの前提は虚構だとする。では代わりに私たちは、消費者行動の核としてどのような前提をおけばよいのだろうか。消費者主権は、それが現実とどのように遠い距離をもっている、われわれが自由で、独立な個人的存在であり続けるかぎり必要なものであり、それは取り替えのきく前提ではない。それは機能主義的な、あるいはモデルを単純化するのに便利のよい前提ではなくて、

近代社会における個人主義を背景に、市場経済を考察するときの公理であると私は考える。消費者主権は、それを侵害する危険から守らねばならない」²⁶⁾(括弧内は引用者)と述べている。

近代経済学者は、いま引用した森口氏のような意味で消費者主権を前提にしているのであろうか。もしそうだとしたら、まさに、消費者主権の前提は虚構にすぎない。消費者主権を守らねばならないという normative な命題を、positive な分析にあたって前提することはできないのである。

しかし、森口氏は、消費者主権の「前提と現実との距離についていえば、それがどれだけ遠いかということよりも、ますます遠ざかりつつあるのかどうか問題とされねばならない。この点について私はむしろ楽観的である。競争維持政策の必要性にかんする認識の浸透、消費者行政、とくに情報収集と正確な伝達の組織化への動き、さらに消費者運動を通じての自己啓蒙などによって、消費者主権の前提と現実との距離はせばまってゆくのではないだろうか」²⁷⁾とも述べている。

農薬づけ・着色料・防腐剤等の添加物付食品の氾濫、薬づけの医療、毎年、工業化され、消費生活に利用される新規の化学物質は約500種にのぼるという事実、ほとんど野放しの広告・宣伝といったことを考えると、筆者は森口氏ほど楽観できない。しかし、いずれにしても、楽観・悲観の問題でも、「せばまってゆくのではないか」という推測で済ます問題でもなく、positive な分析の対象にすべき問題であろう。

近代経済学者は、繰り返し指摘される消費者主権の神話に馴れてしまって、消費者主権は近代経済学の要ともいべき前提であることをすっかり忘れてしまっている。森口氏のように、消費者行政とか消費者運動とかを問題にするならば、消費者行動はそうした政治システムから独立したものとして扱うのは不適當であろう。

環境問題が近代経済学に投げかけた問題は、まさに、消費者の選好がどのようにして形成されるか、という理論を持たなければ、近代経済学の内

25) 文献[13], pp. 275-281.

26) 文献[5], p. 52.

27) 文献[5], p. 52.

容は空疎なものに墮してしまう、ということだったのである。消費者の選好形成自体を分析対象とするならば、当然、政治や文化、支配的な価値観といったこととの関連を考えなければならず、そのとき、小宮氏が問題にした、上記の(2)~(6)も分析の閉じた環の1つ1つを形成することになると思われる。

環境と財の認定および利害対立

経済学は古典派の時代から人々あるいは階級の利害対立を扱ってきた。しかし、予定調和の観念が支配的で、リカード(D. Ricardo)が強調した利害対立の問題は、マルクス主義経済学を別にすれば、しだいに、表面に現われなくなった。「国内政策の議論においては『社会』とか『社会的必要』とかいう表現はよく用いられる表現であり、国際的な問題の場合には『A国・B国』の利益」²⁸⁾という表現が使われる。

一般均衡論では、個人は誰でも単に n 分の1の存在にすぎず、モデル自体利害対立を扱えないようになってきている。マクロ・モデルの代表的個人とか代表的企業といった概念についても同様のことがあてはまる。さきの小宮氏の公害論議でも加害者と被害者およびその他の国民とが区別されていない。それでも、公共的諸問題が相対的に重要でなく、経済も順調に拡大していた時代には、近代経済学者は利害対立を重視しなくても抵抗を感じないで済んだように思われる。たとえば、貿易や資本の自由化とか伸縮的為替制度といった政策は、長期的にみれば、経済合理性が利害関係を圧倒して貫徹してゆく。その意味では、経済学者はこれらの政策を単に提言するだけで、経済政策の政治過程を分析せずに済んだのである。しかし、公共財や環境は、もともと市場に組み込まれていない財である。したがって、大気汚染がどの程度になったら、外部不経済と認定されるか、あるいは、どのようにしたら、汚染者に認めさせることができるか、私は歩・車道が分離されていない道を自動車が利用するとき、歩行者やそれまで道路で遊んでいた子供たちが外部不経済をうけている、と

考えるが、あなたはどうか考えるか、海を埋めたてて工場用地にする場合、漁場がなくなるばかりでなく海水浴その他のレクリエーションの場も失われるのだから、漁業補償だけで事足りるとすべきではないのではないか、といったことが問題になり、これらの問題をめぐって、激しい利害対立が発生する。これらは、村上氏が名づけた、財の認定問題²⁹⁾とそれにかかわる利害対立の問題である。

このような問題に直面するとき、近代経済学者にとって2つの道があると思われる。1つは、財の認定問題とそれに伴う利害対立は経済学の対象外にあるとし、経済学の範囲を自己限定する道である。おそらく、近代経済学者であり続けようとするならば、この道しかないであろう。

もう1つは、財の認定問題とそれに伴う利害対立の問題を視野におさめることができる理論の構築をめざす道である。このような立場を選択すると、住民運動や消費者運動は、ある財(通常は、進歩というシンボルをまとっている)に対する拒否と他の財(環境や有機農法による野菜・果物あるいは薬づけでない医療などの価値欲求財^{メリットウオント})に対する認定もしくは創出要求をつうじて、消費者主権を求める政治運動としてとらえられる。村上氏が指摘しているように、「何を商品として財とするかによって、市場システムの意味はまったく変わってくる。そして何を財として商品とするかを決定するのは、概していえば市場システムの側の受容能力ではなく、政治システムや文化システムともいべきものからの要求であり、そのようなシステム分化の境界を決定する広い意味の価値であり規範である」³⁰⁾。

このように、環境問題をはじめとする公共的諸問題を扱う経済学は、市場システムを超えて、従来はその前提となっていた諸システム、とりわけ、政治システム、法システム、文化システムにまで分析を拡大してゆかなければならないが、そうした方向での試みは、西部氏や村上氏を中心としてすでに始まっている。

(上智大学経済学部)

28) 文献[10], 邦訳, p.183.

29) 文献[9].

30) 文献[9], pp.9-10.

引用文献

[1] 小宮隆太郎「現代資本主義の展開——マルクス経済学への懐疑と批判」『エコノミスト』1970・11・10, pp. 10-48。

[2] Kuhn, T. S., *The Structure of Scientific Revolutions*, The University of Chicago, Chicago, 1962 (中山茂訳『科学革命の構造』みすず書房, 1971)。

[3] Macpherson, C. B., *The Life and Times of Liberal Democracy*, Oxford University Press, Oxford, 1977 (田口富久治訳『自由民主主義は生き残れるか』岩波書店, 1977)。

[4] Mill, J. S., *On Liberty*, London, 1859 (塩尻公明・木村健康訳『自由論』岩波書店, 1971)。

[5] 森口親司「宇沢論文へのコメント：公正と社会共通資本をめぐって」『季刊現代経済』No. 1, Jun. 1971, pp. 50-55。

[6] 村上泰亮「公害についての同意と非同意」『中央公論』1970・8, pp. 74-91。

[7] ——「公共経済学の現状と展望」『季刊現代経済』No. 3, Dec. 1971, pp. 10-24。

[8] ——・西部邁編『経済体制論』第Ⅱ巻, 東洋経済新報社, 1978。

[9] ——「経済体制論への社会学的接近」文献[8]

所載, pp. 1-31。

[10] Myrdal, G., *The Political Element in the Development of Economic Theory*, Routledge & Kegan Paul Ltd., London, 1955 (山田雄三・佐藤経三訳『経済学説と政治的要素』春秋社, 1967)。

[11] ——, *An American Dilemma: The Negro Problem and Modern Democracy*, New York, Harper & Row Publisher, Inc., 1944。

[12] ——, *Objectivity in Social Research*, Random House, Inc., 1969 (丸尾直美訳『社会科学と価値判断』竹内書店新社, 1971)。

[13] 西部邁『ソシオ=エコノミックス』中央公論社, 1975。

[14] 大阪弁護士会環境権研究会『環境権』日本評論社, 1977。

[15] 佐迫啓思「公共経済学の批判的展望」文献[8]に所載, pp. 112-147。

[16] Shumpeter, J. A., *Capitalism, Socialism and Democracy*, New York, George Allen & Unwin, 1950 (中山伊知郎・東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』東洋経済新報社, 1962)。

[17] 宇沢弘文「社会的不安定性と社会共通資本」『経済学論集』(東京大学経済学部)第54巻第4号, 1980・1, pp. 2-21。